

(十一) 生徒の海外留学に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、学則第22条の2に基づき、本校生徒の海外の高等学校（外国の高等学校とは、外国における正規の後期中等教育機関をいう。以下同じ。）への留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(留学の出願・許可)

第2条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者連署の上、出発の30日前までに留学願（所定様式）を校長に提出しなければならない。
校長は、前項の留学願を受けた場合、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。
(修正：平成26年3月)

(留学の手続)

第3条 外国の高等学校に留学しようとする者は、次の書類を校長に提出しなければならない。
(1) 留学願
(2) 留学先の高等学校の受け入れを証明する書類
(3) 留学先の高等学校の教育課程に関する書類

(許可の条件)

第4条 留学の許可を受けることのできる者は、次の各号に該当するものとする。
(1) 留学の事由が正当であること。
(2) 本校在学中の学業成績に単位不認定科目がないこと。
(3) 各学年とも無届欠席、無届欠課、SHR遅刻が各々10回以内であること。
(4) その他、職員会議で不相当と認められた者でないこと。
(5) 留学先の生活については、保護者が責任を負える者。
(追加：平成26年3月)

(留学の時期及び期間)

第5条 留学の時期は原則として2学期の始めとする。
留学の期間は原則として1カ年とする。ただし、校長は、教育上有益と認められるとき、当該留学を計算して3年以内の期間に限り延長することができる。

(単位の認定)

第6条 校長は留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30単位を越えない範囲で単位を修得したものと認める。
(修正：平成26年3月)

(復学の手続き)

第7条 留学したものが復学しようとするときは、次の書類を提出して許可を受けなければならない。
(1) 復学願
(2) 留学した高等学校における単位取得証明書

(復学の許可)

第8条 校長は、当該生徒が外国の高等学校において所定の単位を習得したと認められる場合は、進級させることができる。
(1) 校長は、当該生徒が留学時点の学年に復学を希望する場合、当該学年への復学を認めることができる。
(2) 校長は、当該生徒が3学年の途中で留学し、帰国後に当該学年への復学を希望する場合、これを認めることができる。
(第8条修正：平成26年3月)

(卒業)

第9条 校長は、前条により復学を許可した生徒については、次の通り卒業を認定することができる。
当該生徒が3学年の途中で留学し、外国の高等学校における単位習得が認められる場合は、学年途中で、卒業を認定することができる。その場合は、卒業の日付は校長が定めるものとする。
(第9条修正：平成26年3月)